記入見本・提出不可

別記様式第１号（第１条関係）

自　動　車　保　管　場　所　証　明　申　請　書

車　　名	型　　式	車　台　番　号	自　動　車　の　大　き　さ
トヨタ	ABC12	ABC12-1234567	長さ　4 5 0 センチメートル 幅　1 7 5 センチメートル 高さ　1 5 0 センチメートル

自　動　車　の　使　用　の　本　拠　の　位　置	東京都見本区青葉町1-2-3
自　動　車　の　保　管　場　所　の　位　置	東京都見本区青葉町2-3-4

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

令和8　年　11　月　25　日

見本　　警察署長　　殿

申請者

〒（　000-0000　）

住　所　東京都見本区青葉町1-2-3

電話 03-0000-0000

氏　名　見本 太郎

第　　号

自　動　車　保　管　場　所　証　明　書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　　月　　日

警　察　署　長

※　自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね１か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用権原	自己・(他人)・共有

連絡先	氏名 見本 太郎 電話 03-0000-0000

(新規)代替	登録番号等	前車	
		現車	

備考１　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。